

滑川町の皆さまへ

住宅用火災警報器の設置及び維持管理について

1 住宅用火災警報器設置義務化の経緯について

住宅火災による死者数は、平成15年に全国で1,000人を超え、そのうち、65歳以上の高齢者が約6割と高い状況にありました。

その多くが逃げ遅れによるものであり、火災に早く気が付いていれば、助かっていた可能性があります。

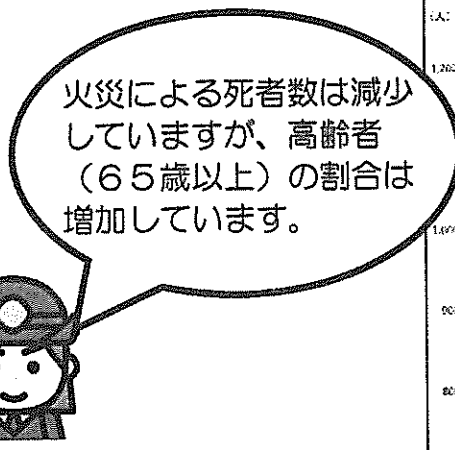
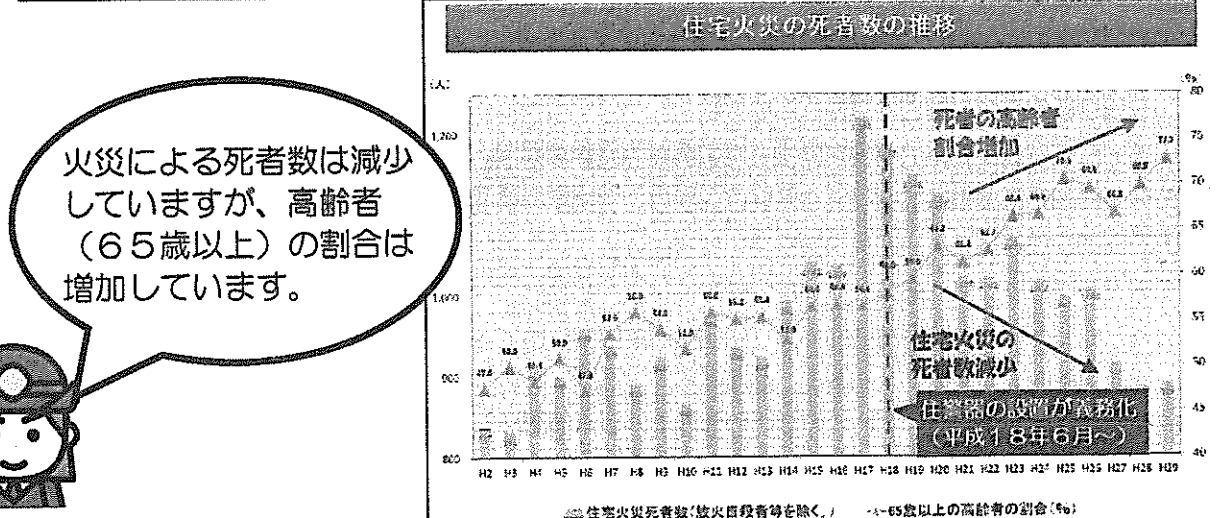
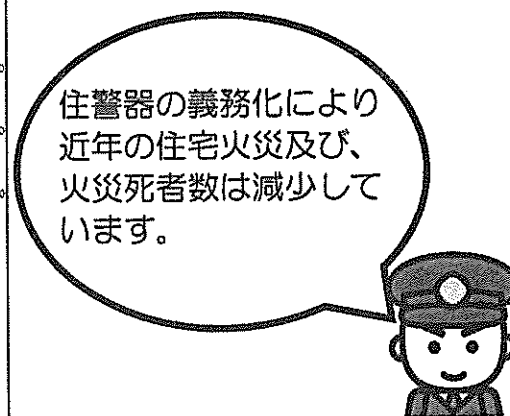
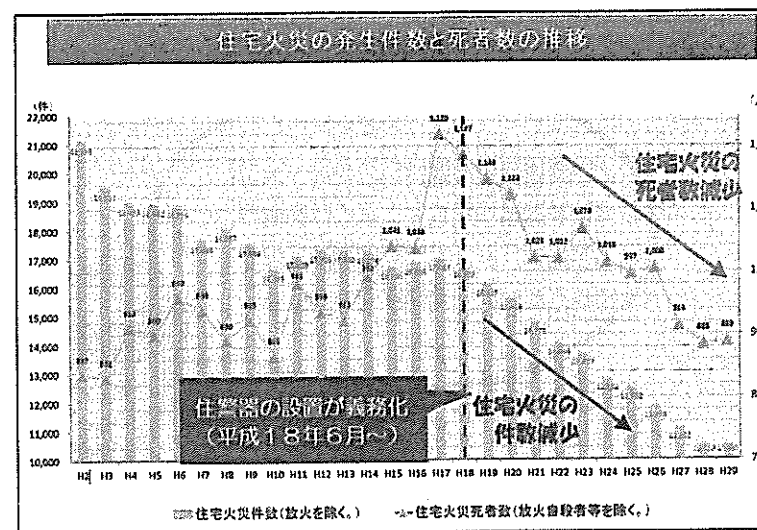
こうした経緯を踏まえ、消防法の改正により、新築住宅（平成18年6月）及び既存住宅（平成20年6月）に「住宅防火の切り札」として、住宅用火災警報器（以下「住警器」といいます。）の設置が義務付けられました。

2 住宅火災の状況について

平成30年中の住宅火災における死者数は全国で926名、そのうち65歳以上の高齢者の死者数は652名と全体の約7割を占めています。

住宅火災における死者数は、住警器の設置義務化の時期を境に減少傾向であるものの、高齢者の死者数の割合は増加傾向にあります。

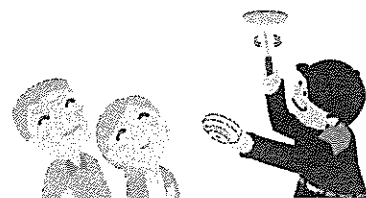
比企広域消防本部管内においても、平成30年には32件の住宅火災が発生し、4名の死者が発生しています。



6 住警器の取付け支援について

比企広域消防本部では、せっかくご購入いただいた住警器について、「自分で設置することが難しい」、「取付け方がわからない」世帯を対象に、住警器の取付けを支援します。

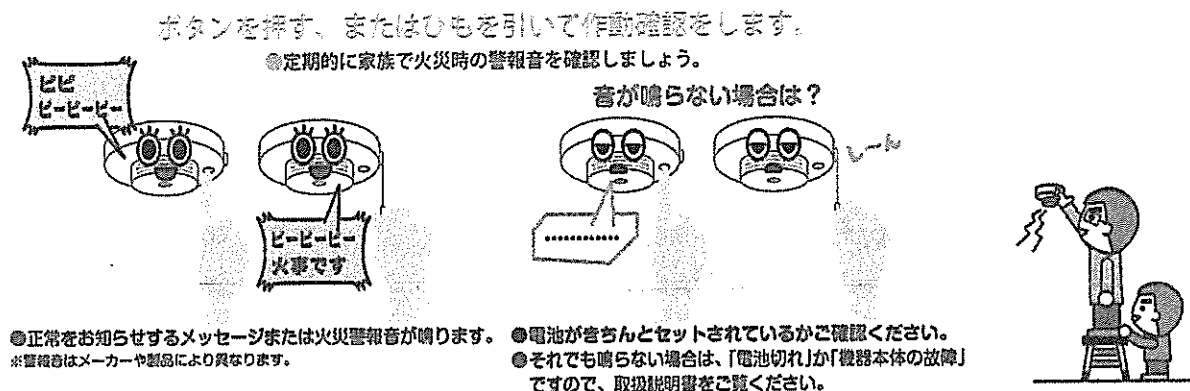
取付け作業に費用は一切かかりませんが、ねじ等で容易に設置することができる住警器に限り、取付け支援をさせていただきます。下記問い合わせまでご連絡下さい。



7 住警器の維持管理について

住警器の設置義務化（新築住宅で平成18年6月）からすでに10年以上が経過しており、当時、住警器を設置いただいた世帯については、電池切れや部品の劣化により、火災を感知しない危険があります。

「いざ」というときに住警器がきちんと働くよう、日頃の作動確認とお手入れが重要になります。



8 住警器に関するご相談について

消防職員が住警器の訪問販売を行うことや、特定の業者に販売の依頼をすることはありません。

住警器はホームセンターや家電量販店等で購入することができます。

地区で住警器をまとめて購入される場合等については、販売店若しくは消防署へご相談ください。(消防署ではご案内のみとなります。)

住警器の種類や必要個数、設置場所等に関するご相談、消防職員と称した訪問販売や勧誘について、疑問や不安に感じたときは、最寄りの消防署・消防分署へお問合せください。



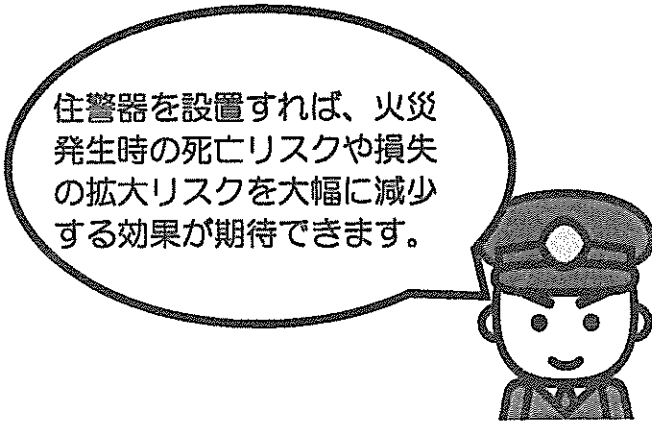
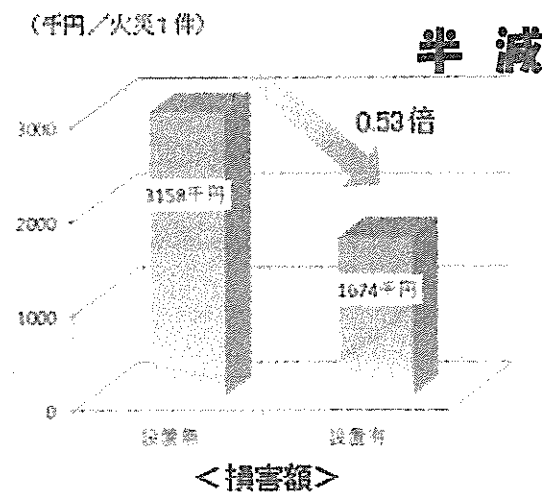
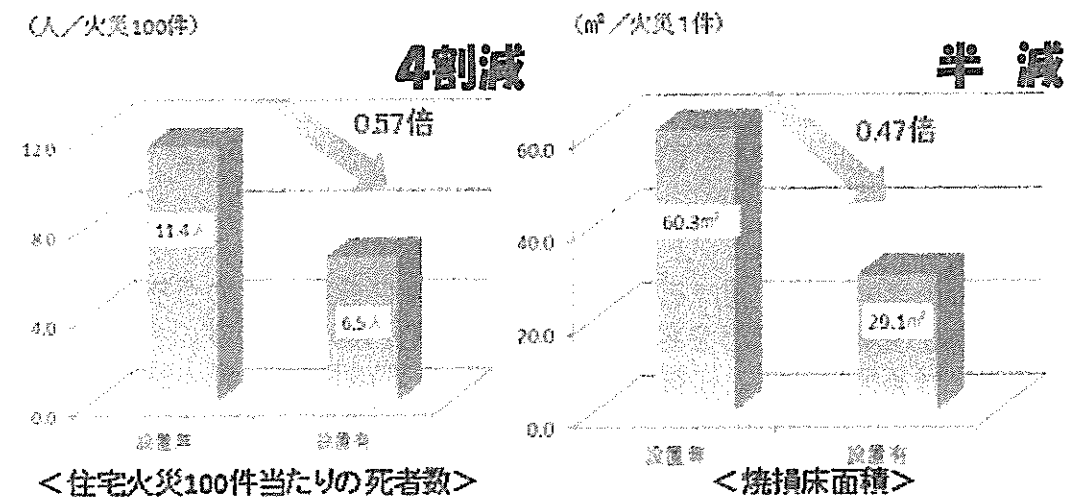
問い合わせ
東松山消防署滑川分署
TEL 56-2221

3 住警器の必要性について

住宅火災の死者の多くが「逃げ遅れ」によるものです。火災が発生したときには早期に発見し避難することが重要となり、その手助けとなるのが住警器です。

総務省消防庁において、住宅火災による被害状況を分析したところ、住機器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ死者の発生は4割減、焼損床面積、損害額はおおむね半減した結果となっています。

住警器を設置すれば、火災発生時の死亡リスクや損失拡大リスクを大幅に減少する効果が期待できるのです。



4 住警器の設置率と対策について

平成30年6月の住宅用火災警報器設置率調査では、比企広域消防本部管内の住警器の設置率は75.6%であり、全国、県平均と比較して設置率が低い状況にあります。

※(全国 81.6% 埼玉県 76.6% 比企消防管内 75.6%)

また、住警器の設置義務化(新築住宅で平成18年6月)からすでに10年以上が経過しており、当時、住警器を設置いただいた世帯については、電池切れや部品の劣化により、火災を感知しない危険があります。

このことから、地域住民の皆さまへ、住警器の設置がお済みでない世帯への設置をお願いするとともに、すでに設置がお済みの世帯については、住警器の維持管理のお願いをするものです。

また、比企広域消防本部では、平成28年6月より、「自分で設置することが難しい」世帯について、住警器の取付け支援を実施しております。

住警器の取付け支援についても、地域住民の皆さまにご理解とご協力をいただき、支援を受けたい世帯等に対してご案内いただきますようお願いいたします。

5 住警器の設置場所と種類について

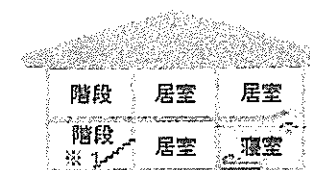
住警器の設置場所は、比企広域消防本部管内においては「火災予防条例」により「寝室」と、寝室が2階にある場合は「階段」への設置の必要があります。

警報器の種類については、いずれも「煙式」の設置が必要です。

平屋建ての場合



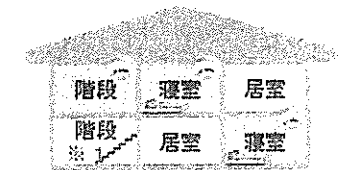
2階建ての場合



●寝室が1階のみ
寝室(1階)に必要



●寝室が2階のみ
寝室(2階)と寝室がある階(2階)の階段上部に必要



●寝室が1階、2階
寝室(1階及び2階)と寝室がある階(2階)の階段上部に必要

※ 台所や居室については、条例により義務化されておりませんが、火災による被害の軽減のため、設置をおすすめします。(台所については煙による誤作動防止のため、「熱式」の設置をおすすめします。)

また、他の部屋で発生した火災を早期に確認することができる「連動型」住警器の設置を推奨します。

